ロ　増減試験研究費割合が零に満たない場合のその満たない部分の割合が百分の四を超える事業年度（設立事業年度、比較試験研究費の額が零である事業年度及びハに掲げる事業年度を除く。）　零から、当該満たない部分の割合から百分の四を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。）を減算した割合

ハ　試験研究費割合が百分の十を超える事業年度　当該試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十とする。）

第四十二条の四第三項第三号を削り、同条第五項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項第一号中「百分の九・四」を「百分の十二」に、「〇・三五」を「〇・三七五」に改め、同項第二号及び第三号中「百分の九・四」を「百分の十二」に改め、同条第六項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、「（第一号及び第三号に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては第一号及び第三号に定める金額の合計額とし、第二号及び第三号に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては第二号及び第三号に定める金額の合計額とする。）」を削り、同項第一号中「百分の九・四」を「百分の十二」に改め、同項第三号を削り、同条第八項第三号イ(1)中「百分の十・一四五」を「百分の十一・五」に、「百分の九・四」を「百分の十二」に、「〇・一七五」を「〇・二五」に、「百分の二」を「百分の一」に改め、同項第八号イ(1)(i)中「百分の九・四」を「百分の十二」に、「百分の十・一四五」を「百分の十一・五」に、「〇・三五」を「〇・三七五」に改め、同号イ(1)(ii)中「百分の九・四」を「百分の十二」に、「百分の十・一四五」を「百分の十一・五」に、「〇・一七五」を「〇・二五」に、「百分の二」を「百分の一」に改め、同号ロ(1)中「百分の九・四」を「百分の十二」に、「〇・三五」を「〇・三七五」に改め、同号ロ(2)及び(3)中「百分の九・四」を「百分の十二」に改め、同項第九号イ中「(1)及び(2)に掲げる」を「次に掲げる」に、「(1)及び(2)に定める」を「次に定める」に改め、「とし、(2)及び(3)に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては(2)及び(3)に定める割合を合計した割合とする。」を削り、同号イ(2)を次のように改める。

(2)　第三項第二号に規定する各事業年度（当該通算法人が通算子法人である場合には、当該通算法人に係る通算親法人の同号に規定する各事業年度終了の日に終了する事業年度）のうち次に掲げる事業年度　次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合（(i)及び(ii)に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては、(i)に定める割合と(ii)に定める割合とのうちいずれか高い割合）

(i)　合算増減試験研究費割合が百分の四を超える事業年度（当該通算法人及び他の通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額が零である事業年度を除く。）　当該合算増減試験研究費割合から百分の四を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。）

(ii)　合算増減試験研究費割合が零に満たない場合のその満たない部分の割合が百分の四を超える事業年度（当該通算法人及び他の通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額が零である事業年度並びに(iii)に掲げる事業年度を除く。）　零から、当該満たない部分の割合から百分の四を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。）を減算した割合

(iii)　合算試験研究費割合が百分の十を超える事業年度　当該事業年度の特例割合（合算試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）をいう。ロ(2)において同じ。）

第四十二条の四第八項第九号イ(3)を削り、同号ロ中「(1)及び(3)に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては(1)及び(3)に定める割合を合計した割合とし、(2)及び(3)に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては(2)及び(3)に定める割合を合計した割合とする。）」を削り、同号ロ(1)中「百分の九・四」を「百分の十二」に改め、同号ロ(3)を削り、同項第十号中「若しくは基準売上金額（第十九項第六号の二に規定する基準売上金額をいう。以下この号において同じ。）」及び「若しくは当初申告基準売上金額」を削り、「若しくは基準売上金額」と」を「」と」に改め、同条第十項中「又は第十九項第六号の二に規定する基準売上金額」及び「又は同号に規定する基準売上金額」を削り、同条第十一項第一号イ中「から(3)まで」を「又は(2)」に、「は、同号イ(1)」を「は、同号イ(1)」に改め、「とし、同号イ(2)及び(3)に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては同号イ(2)及び(3)に定める割合を合計した割合とする。」を削り、同号ロ中「から(3)まで」を「又は(2)」に改め、「(同号ロ(1)及び(3)に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては同号ロ(1)及び(3)に定める割合を合計した割合とし、同号ロ(2)及び(3)に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては同号ロ(2)及び(3)に定める割合を合計した割合とする。）」を削り、同条第十九項第二号イ中「第四十二条の九第一項及び第二項」を「第四十二条の九」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　設立事業年度　設立の日（次に掲げる法人については、それぞれ次に定める日）を含む事業年度（合併法人の合併の日を含む事業年度その他の政令で定める事業年度を除く。）をいう。

イ　法人税法第二条第四号に規定する外国法人　恒久的施設を有することとなつた日

ロ　新たに収益事業を開始した公益法人等又は人格のない社団等　その開始した日

ハ　公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等　当該公益法人等に該当することとなつた日

ニ　公共法人又は収益事業を行つていない公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等　当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日

第四十二条の四第十九項第六号の二及び第六号の三を削り、同項第十号中「関する試験研究」の下に「、高度専門知識等（専門的な知識、技術又は経験であつて高度のものをいう。）を有する者に対して人件費を支出して行う試験研究」を加え、同項第十三号を削り、同項第十四号中「の売上金額」の下に「（棚卸資産の販売による収益の額その他の政令で定める金額をいう。）」を加え、同号を同項第十三号とし、同条第二十六項中「並びに基準事業年度の売上金額及び試験研究費の額」を削る。

第四十二条の六第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「又は第二号」を「から第三号まで」に、「第四号」を「第五号」に改め、同項第四号中「船舶」の下に「（輸送の効率化等に資するものとして政令で定める船舶にあつては、環境への負荷の状況が明らかにされた船舶として政令で定めるものに限る。）」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「機械及び装置並びに」及び「工具については、」を削り、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　機械及び装置（その管理のおおむね全部を他の者に委託するものであることその他の政令で定める要件に該当するものを除く。）

第四十二条の十一の二第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第四十二条の十二第六項第一号を次のように改める。

一　適用年度　地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた法人の当該計画の認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度（設立（合併、分割又は現物出資による設立を除く。）の日（次に掲げる法人については、それぞれ次に定める日）を含む事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）をいう。

イ　法人税法第二条第四号に規定する外国法人　恒久的施設を有することとなつた日

ロ　新たに収益事業を開始した公益法人等又は人格のない社団等　その開始した日